

**さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金
(公共的建築物等へのさがみはら津久井産材利用促進事業) 実施要領**

1 目的

この要領は、さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金（公共的建築物等へのさがみはら津久井産材利用促進事業）について、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。）及びさがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金交付要綱（令和2年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 木材使用量

木造化・木質化を行う箇所にさがみはら津久井産材を50%以上（体積換算）使用すること。

3 事業提案時提出書類

事業提案時に次の書類を森林政策課へ提出する。

(1) 提出部数

ア 正本 1部

イ 副本 4部

(2) 提出書類

ア 事業提案書（要綱第1号様式）

イ 提案事業計画書（要綱参考様式1）

（ア）事業名称、事業目的、事業内容、期待される効果、工事概要、工程スケジュールを記載する。

（イ）事業内容にはさがみはら津久井産材使用の明示方法及び想定利用者数、営業日数・時間を可能な範囲で記載する。また、対象施設にさがみはら津久井産材を使うことの意義、アピールポイントについて記載する。

ウ 申請者の概要（要綱参考様式2）

（ア）申請者情報として、法人名、所在地、代表者役職・氏名、資本金、

売上高、社員数、業務内容を記載する。

(イ) 業務内容が多岐にわたる場合は、売上高などを考慮し主なものを記載する。

(ウ) 担当者情報として、担当者役職・氏名、連絡先(電話番号、FAX、E-Mail)を記載する。

エ 施工予定地(箇所)の登記簿謄本(土地、建物)及び公図

ただし、施行予定地(箇所)が明らかな場合は、免除することができる。

オ 施工図面(配置図・平面図)

(ア) 縮尺は1/100～1/50程度とする。

(イ) 平面図又は立面図に木質化を行う箇所を明示する。

カ 施工予定地(箇所)の写真

キ 使用木材明細表(要綱参考様式3)

補助を受ける木造化・木質化する部分をすべて記載し、樹種、用途、寸法(長さ、厚み、幅)、数量、使用材積、さがみはら津久井産材の使用割合を明記する。

ク 要綱第7条に定める「その他必要な書類」については、次のとおりとする。

(ア) 法人事業者の場合

- ・定款(写)
- ・履歴事項全部証明書(写)
- ・納税証明書(市税について未納の税額がない証明)

ただし、相模原市内で同種の営業を引き続き10年以上営んでいる場合は、各書類の提出を免除することができる。

(イ) 個人事業者の場合

- ・確定申告書(写)、源泉徴収票(過去2か年分)など所得金額を証明するもの
- ・市民税納税証明書

4 事業提案書の提出日時

提出書類は事前に森林政策課へ電話連絡の上、指定の期日までに提出するものとする。

5 審査体制

事業の審査に当たり、公正かつ公平を期すことを目的に、さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業審査会(以下「審査会」という。)を設ける。なお、審査会の庶務は、森林政策課で担当する。審査会は、非公開とする。

6 審査会によるヒアリング

原則として、事業提案書について、30分程度のヒアリング(20分以内で説明し、10分程度の質疑を行う。)を実施する。

7 審査基準

審査基準は次のとおりとする。

(1) 企画力

幅広い視点かつ分かりやすい提案であるか。補助金の趣旨に沿っているか。

(2) 実現性

使用方法や使用材料等を総合的に判断し、確実に実現可能であるか。

(3) 独創性

利用者の目に留まるような個性やインパクトがあるか。

(4) 木材(さがみはら津久井産材)のPR効果

施設利用者に向けてさがみはら津久井産材の魅力、利用の意義を理解させるものであるか。幅広い層に向けてPRが期待できるか。

8 審査結果の通知

審査会の審査結果については、後日、さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金事業審査結果通知書(要綱第2号様式)にて全ての申請者に通知する。

9 交付の申請

規則第4条第1項第1号に定める「補助事業等計画書」については、添付を省略することができる。

1 0 実績報告時のその他必要な書類

要綱第15条第2項の「その他必要な書類」は次のものとする。

- (1) 木質化箇所の完成写真
- (2) 使用木材明細表
- (3) 完成図面

※(2)～(3)は提出済の内容に変更があった場合に提出する。

1 1 交付決定前に事業に着手する場合

要綱第11条において、工事等の着手は補助金等交付決定通知書を受けた後に行うとしているが、やむを得ない事情により交付決定の前に着手する必要がある場合は、森林政策課へ連絡の上、交付決定前着手届(参考様式)を作成し提出する。

(1) 交付決定前着手届の記載内容

施設の名称、所在地、事業費、事業内容、着手予定年月日、交付決定前に着手を必要とする理由

(2) 条件

交付決定前着手届の提出に当たっては、次の条件を了承したものとする。

- ア 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業の損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- イ 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
- ウ 当該事業については、着工から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

年 月 日

相模原市長 あて

申請者 住 所.....
 会社名.....
 代表者.....
 電話番号.....

さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金交付決定前着手届

さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金（公共的建築物等へのさがみはら津久井産材利用促進事業）実施要領の規定に基づき、次の条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

- 1 施設の名称
- 2 所在地
- 3 総事業費
- 4 事業内容
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前に着手を必要とする理由

【条件】

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業の損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

※ 氏名を本人が自署する場合は、押印不要です。
 自署又は押印がない場合は、内容等の確認をさせていただく場合がありますので、下記に連絡先を記載してください。

連絡先.....(.....)

法人その他の団体で、自署又は押印がない場合は、上記連絡先のほか、本書類発行についての責任者氏名もあわせて記載してください。

責任者氏名.....

	確認方法	確認者
【市担当課処理欄】		